

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例

申請等の手続き

【主な規制項目】

- 500 m³以上 3,000 m³未満かつ 500 m³以上の土砂を搬入する土砂埋立て等には**許可が必要**です。(3,000 m³以上の場合は、大阪府の許可が必要になります。)
- 当該許可を得るためには、事前に**周辺地域の住民への説明会の開催**が必要です。
- 災害の防止と生活環境の保全のための措置**が必要です。
- 搬入する**土砂の発生場所及び汚染の恐れがないことの確認**や**排水の水質検査**を行う必要があります。
- 土地所有者の方**は埋立て等の施工状況を**定期的を確認**する必要があります。
- 条例の規定に**違反した場合、罰則**(最高2年以下の懲役または100万円以下の罰金)**が適用**されることがあります。

平成28年7月
(平成31年4月修正)



はじめに

本市は、大阪府の南東端に位置し、東は奈良県、南は和歌山県と接し、北を頂点とした三角形の市域を形作っており、面積は大阪府内で3番目に広く、石川をはじめとする河川沿いに平野が開け、北に向かって河内平野に続いています。

大阪都心まで約30分、関西国際空港には約1時間であり、泉州、和歌山、奈良方面への結節点として交通至便の地でありながら、金剛山や岩湧山などの山並みに囲まれ、森林が市域の約7割を占めています。市内に居ながら満喫できる大自然や、水源地としてのきれいな水と澄んだ空気は本市最大の魅力であります。

この河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例（以下、「条例」という。）は、本市の特色である「みどり豊かなまち」を将来にわたって引き継いでいくための一つとして、また汚染された土砂等の埋立などから発生する土壌汚染と土砂等の崩落などによる災害を防止し市民生活の安全を確保するとともに生活環境を保全するため、平成10年6月に制定し、同年11月20日に施行しました。

その後、平成20年、平成23年とに一部改正を行い規制強化を行ってきましたが、平成27年7月に大阪府において「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例」が施行され、3,000㎡以上の土砂埋め立て等については大阪府が府下一律の規制基準により規制を行ったことから、平成28年3月に以前の本市条例を一度廃止し、3,000㎡未満の小規模な土砂埋立て等に対して大阪府に準じた基準にて条例を再度制定し、平成28年7月より施行したところです。

この手引きは、土砂埋立て等の適正化を図るため、土砂埋立て等を行おうとする皆様等に、条例の主旨・内容等をご理解していただくとともに、許可申請にあたっての留意事項、必要な申請書類の作成方法等について解説したものです。

条例の主旨を十分理解し、土砂等の埋立て等による土壌汚染対策や災害発生の未然防止に十分留意していただきますようお願いいたします。

【条例の目的】

土砂埋立て等に関し、市、土砂埋立て等を行う者、土砂を発生させる者及び土地の所有者の責務を明らかにするとともに、市域内における土砂埋立て等について必要な規制を行うことにより、土砂埋立て等の適正化を図り、もって災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的としています。

【土砂とは】

- ・ 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったものです。
- ・ 有価物か無価物かは問いません。
- ・ 改良土も対象となります。
- ・ 産業廃棄物である汚泥やアスファルトやコンクリートの破片・塊は該当しません。

【土砂埋立て等とは】

- ・ 土地への埋め立てや盛土、土砂を堆積する行為です。一時的な保管も対象となります。

埋立て



□埋立て

- ・ 周辺地盤面より低い窪地等を埋め立てること。
- ・ 例えば、建設残土等で山間部の谷地を埋立てる「発生土処分場」などが該当します。

盛土



□盛土

- ・ 周辺地盤面より高くなるように土砂を盛り、その形状の変更の予定がないもの。
- ・ 例えば、農地や宅地の造成などが該当します。

一時堆積



□一時堆積

- ・ 周辺地盤面より高くなるように一時的に土砂を盛り、将来その形状の変更が予定されているもの。
- ・ 例えば、ストックヤードやいわゆる「仮置き」などが該当します。

【土砂埋立て等を行う方の責務等】

(1) 責務

- 埋立て等を行う土地の区域（埋立て等区域）の周辺住民の理解を得るよう努める必要があります。
- 災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じる責務があります。

(2) 埋立て等の許可

- 埋立て等区域の面積が 500 m²以上 3,000 m²未満であり、かつ 500 m²以上の土砂を搬入する場合は、許可が必要です。隣接している複数の行為は、一団の区域とみなします。（3,000 m²以上は、大阪府条例の対象で、大阪府の許可が必要です。）
- 許可期間は3年以内です。（一時堆積を除く。）

(3) 許可が不要な土砂埋立て等

①面積規模や土砂の発生場所に関して許可不要の場合

- ・土砂埋立て等の面積が 500 m²未満は許可不要です。（ただし、当該埋立等の区域を含む一団の土地の面積が 500 m²以上の場合は除く。）
- ・土地の造成その他の事業の区域において行う土砂埋立て等であって当該事業の区域において採取された土砂のみを用いて行う場合（外部から土砂の搬入がない場合）は許可不要です。

②埋立て等を行う者に関して、許可不要の場合

- ・下記に掲げる団体等が埋立て等を行う場合は、許可不要です。

国	地方公共団体
土地改良区	土地改良区連合
土地区画整理組合	地方住宅供給公社
市街地再開発組合	地方道路公社
日本下水道事業団	土地開発公社
住宅街区整備組合	独立行政法人（独立行政法人通則法第2条第1項）
国立大学法人（国立大学法人法第2条第1項）	大学共同利用機関法人（国立大学法人法第2条第3項）
地方独立行政法人（地方独立行政法人法第2条第1項）	西日本高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社	新関西国際空港株式会社
関西国際空港土地保有株式会社	
国または地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準じるものの二分の一以上を出資している法人であって、土砂埋立て等について、国又は地方公共団体と同等以上に災害を防止し、及び生活環境を保全することができる者として、市長が公示して定めるもの。	

③他法令等に基づく許可等の処分に関して許可不要の場合

- ・ 下記に掲げる法令等の処分を受けて行う場合は、許可不要です。

採石法第 33 条又は砂利採取法第 16 条の規定により認可を受けた者が、当該認可に基づいて採取した土砂を販売するために一時的に当該認可に係る場所において行う土砂埋立て等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の規定により許可を受けた一般廃棄物の最終処分場又は同法第 15 条第 1 項の規定により許可を受けた産業廃棄物の最終処分場において行う土砂埋立て等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の規定により許可を受けた者が当該許可に係る同条第 10 項第 1 号の施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和 52 年政令第 25 号）の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場（同法第 15 条第 1 項の規定により許可を受けたものを除く。）に限る。）において行う土砂埋立て等
土壌汚染対策法第 22 条第 1 項の規定により許可を受けた者が設置する同項に規定する汚染土壌処理施設において行う土砂埋立て等
土壌汚染対策法第 6 条第 1 項若しくは第 11 条第 1 項又は大阪府生活環境の保全等に関する条例第 81 条の 8 第 1 項若しくは第 81 条の 12 第 1 項の規定により指定された土地の区域内で行う汚染の除去、汚染の拡散の防止その他の措置として行う土砂埋立て等
建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項及び第 2 項において準用する場合も含む。）の確認
道路法第 24 条の承認（同条の道路に関する工事に係るものに限る。）又は同法第 91 条第 1 項の許可
土地区画整理法第 4 条第 1 項の認可又は同法第 76 条第 1 項の許可
都市公園法第 5 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合も含む。）又は第 6 条第 1 項（同法第 33 条第 4 項において準用する場合も含む。）の許可
下水道法第 16 条（同法第 25 条の 10 及び第 31 条において準用する場合も含む。）の承認
河川法第 20 条の承認又は同法第 24 条、第 26 条第 1 項若しくは第 27 条第 1 項の許可
都市計画法第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可
都市再開発法第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 50 条の 2 第 1 項の認可又は同法第 66 条第 1 項の許可
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 7 条第 1 項、第 26 条第 1 項若しくは第 67 条第 1 項の許可又は同法第 33 条第 1 項の認可
鉄道事業法第 8 条第 1 項（同法第 9 条第 2 項において準用する場合も含む。）の認可
大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例第 7 条の許可又は同条例第 12 条第 1 項の変更許可

④その他許可不要の場合

- ・ 下記に掲げる土砂埋立て等は、許可不要です。

非常災害のために必要な応急措置として行う土砂埋立て等
コンクリート、ガラスその他の製品（改良土は含みません。）を製造し、又は加工するための原材料として土砂のみを用いて行う土砂埋立て等（主に製造のための原材料の保管を想定）
運動場、駐車場その他の施設の機能を維持するために行う土砂埋立て等（市長公示分）
地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が同項の公の施設の管理として行う土砂埋立て等
軽微な農地改良に係る土砂埋立て等（農地の所有者がその所有する農地についてその土質改善のため、当該農地の従前の作土と同等以上の土砂等を用いて行うものに限る。）であって、あらかじめ市長の承認を受けたもの。（※1）
法令若しくは条例の規定又はこれらに基づく処分による義務の履行として行う土砂埋立て等

※1：「河内長野市軽微な農地改良に係る土砂埋立て等の承認に関する要綱」に基づき、市長の承認を受ける必要があります。承認申請前に内容等の聞き取りをさせていただきますので、巻末のお問い合わせ先に必ずご相談ください。承認を得ないで埋立等を行った場合は、無許可埋立となり罰則の対象となります。

(4) 許可申請前の手続き

- 申請手続きの円滑化のために定めた「河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例に係る事前協議要綱」等に従い、事前の相談及び事前の協議を十分に行ってください。
- 許可申請前に、周辺地域の住民に対する説明会を行う必要があります。（申請書に議事録等の添付が必要です。）
- 土地所有者の同意を得なければなりません。（申請書に同意書の添付が必要です。）

(5) 許可基準

- 欠格要件（条例の命令・取消しを受けて3年を経過していない、暴力団員やその関係者など）に該当していないこと。
- 埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足る資力を有しないことが明らかな者でないこと。
- 事業計画が、災害の発生を防止するため、形状及び構造上の基準（勾配、擁壁、排水施設など）に適合していること。

【土砂発生元（発注者、請負者）の責務】

- ・建設工事に伴う土砂の発生を抑制し、発生土砂の有効利用を促進に努めるとともに、発生土砂により不適正な土砂埋立て等が行われることがないよう、適正な土砂の処理に努める必要があります。
- ・本条例の許可を受けて埋立て等を行う者に対して、土砂発生元証明書を発行する必要等があります。これは、搬入される土砂の発生場所及び汚染の恐れがないことの確認のためです。

【土地所有者の責務】

- ・所有する土地において、不適正な埋立て等が行われることがないよう、適正な管理に努める必要があります。
- ・埋立て等に同意した土地所有者は、毎月1回以上、施工状況を確認しなければなりません。

【命令、公表、罰則など】

(1) 命令・搬入禁止区域の指定・公表

- ・市長はこの条例の施行に必要な限度において、埋立て等を行う者や土地所有者に対して埋立て等に関する報告を求めます。また、埋立て等を行う者等に対して立入検査をします。
- ・市長は許可を有する者等に対して、災害を防止するため緊急の必要等があると認めるときは、必要な措置等を講ずるように命じることがあります。
- ・市長は土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、埋立て等が行われる土地等を、土砂搬入禁止区域に指定することがあります。
- ・市長は命令をした場合に、命令を受けた者の氏名、命令内容等を公表することがあります。

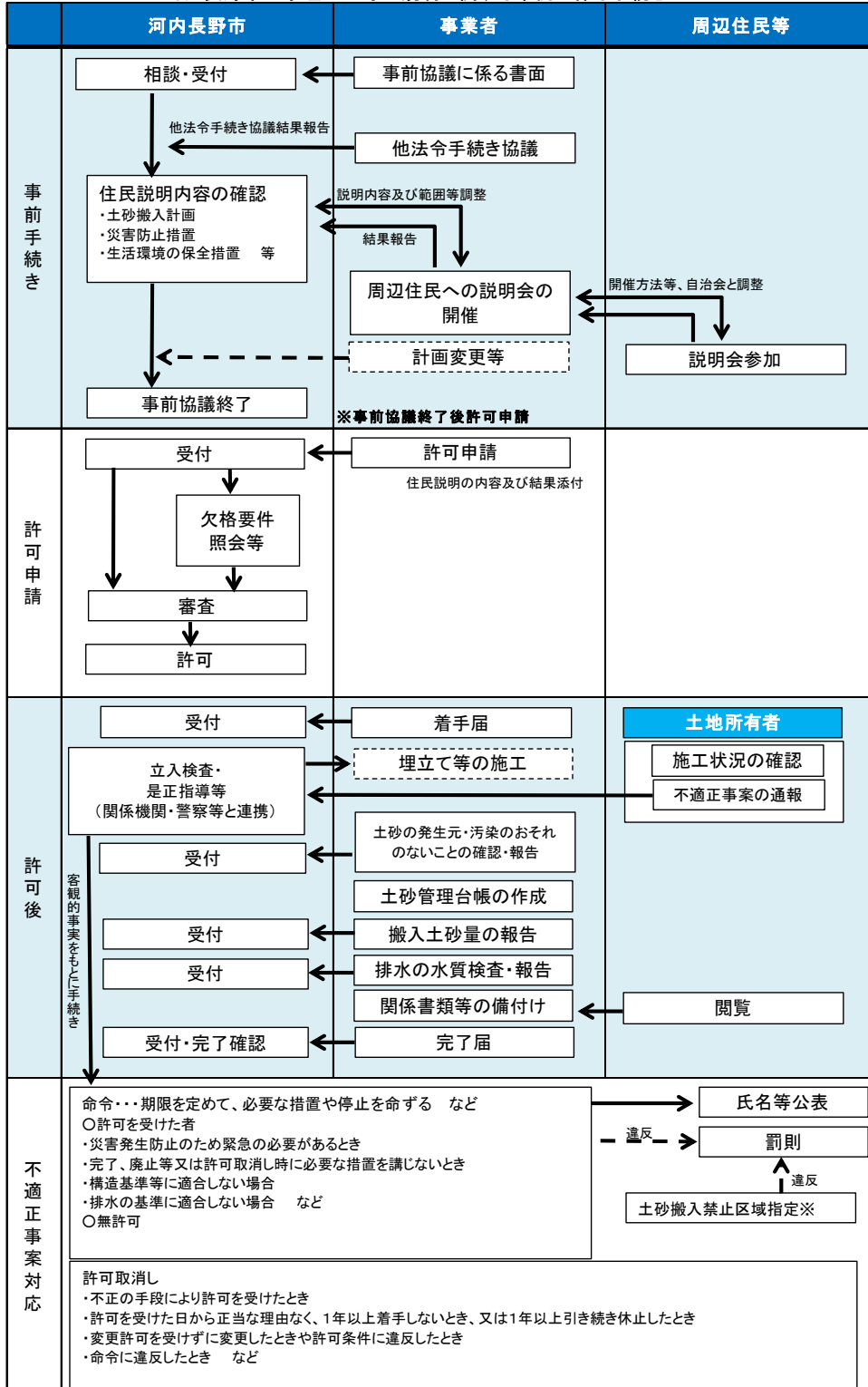
(2) 罰則

- ・無許可、命令違反など：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・排水の基準適合のための措置命令違反など：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ・土地所有者に対する命令違反：6月以下の懲役又は50万円以下の罰金

など

【埋立許可申請手続について】

河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例に係る手続きフロー



※土砂搬入禁止区域の指定
埋立等が継続されることにより人の生命、財産等を害するおそれがあると認められる場合、当該埋立区域等を土砂搬入禁止区域に指定。当該区域には何人も土砂の搬入を禁止

(1) 事前協議提出書類一覧

No.	図書の名称	様式	作成方法
1	土砂埋立て等事前協議書 (土砂埋立て等変更事前協議書)	1号 (2号)	<p>①土砂埋立て等の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的について埋立て、盛土、一時堆積の別を記載 ・残土の処分やストックヤードを目的としている場合は、それも加筆。 ・跡地利用について () で記載。 <p>②埋立て等区域の位置及び面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番全てを記載すること。なお代表地番及び他〇〇筆と記載し、別紙に地番一覧表の添付でも可。 ・添付書類の「測量図及び求積図」から算定した面積を記載すること。 (平方メートル単位) <p>③管理事務所の所在地、管理責任者の氏名等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所と連絡の取れる電話番号を記載すること。 ・管理事務所の位置を位置図または周辺見取図に明示すること。 ・管理責任者は、現場を実地に管理できるものとし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載すること。 <p>④土砂の量(「ほぐした量」を記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入予定量を記載すること。(立方メートル単位) ・一時堆積(ストックヤード)である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂搬入の予定量及び搬出の予定量。 ・添付図書「土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書」で計算した量を記載すること。 <p>⑤土砂埋立て等の期間(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始日については許可申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと。許可を受けてから直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」としても可。 <p>⑥最大堆積時及び完了時の土地及び土砂の堆積の形状(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画縦横断面図を添付すること。 ・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の計画平面図や計画縦横断面図を添付すること。 <p>⑦土砂の搬入に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙〇のとおり」とし、規則様式第3号附表1に必要事項を記載して添付すること。 ・搬入経路図を添付すること。 <p>⑧水質検査を行うために講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水の水質検査を行うための施設(排水を採取する施設)の構造、採

			<p>取位置等を明示した 1/1,000 以上の図面を添付すること。</p> <p>⑨災害を防止するために講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例土砂埋立て等の技術基準」に基づく構造安定計算書、計算の根拠となる調査結果、試験結果等説明資料を添付すること。 ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図及び断面図を添付すること。 <p>⑩周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散防止、土砂・雨水等流出防止、騒音及び振動防止等の措置を記載すること。 ・これらの措置について明示した 1/1,000 以上の平面図を添付すること。 <p><u>※変更申請の場合は、変更をしようとする欄について、変更前及び変更後を記入してください。</u></p> <p>(※1) 一時堆積である場合にあっては、記載不要。</p> <p>(※2) 一時堆積にある場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p>
2	説明会開催予定報告書	3号	事前に市と説明会を開催する範囲を協議し、開催前に当該範囲の自治会長等と、説明会の開催日時、場所、周知方法、周知期間を調整してください。
3	説明会開催結果報告書	4号	説明会実施後に、議事録及び録音した記録媒体とともに提出してください。なお、議事録に参加者の代表（自治会長等）の署名がある場合は、録音記録媒体の提出は不要です。
4	埋立て等区域及び施設設置区域の位置図		<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000 程度で、道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの。 ・方位及び縮尺を記載すること。
5	埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし形状が確認できるピッチの縦横のものとする。 ・平面図は、1/1,000 以上の地形図を、縦断面図及び横断面図は 1/1,000 以上を標準とする。 ・関係法令の区域線を記載すること。
6	埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図		<ul style="list-style-type: none"> ・面積は小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで表示すること。

7	埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし形状が確認できるピッチの縦横のものとする。 ・平面図は、1/1,000以上の地形図を、縦断面図及び横断面図は1/1,000以上を標準とする。 ・関係法令の区域線を記載すること。
8	埋立て等区域及び施設設置区域の公図の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・公図の写しは、埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びに隣接地の地番、地目・地籍・所有者等を記載したもの。 ・また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。 ・公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図を作成し、作成年月日、作成者名を記載すること。
9	土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・縦断面図、横断面図、土量換算係数を基に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書。
10	土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・規則様式第3号付表1に、発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、土砂埋立て等に使用される土砂の量、搬入期間、搬入曜日及び時間、搬入土砂の区分（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表1に掲げる区分（「第1種」～「第4種」））を記載すること。 ・搬入経路図を添付すること。
11	土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面	<ul style="list-style-type: none"> ・次の項目について施工計画書を添付すること。 <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡網 2 使用機械 3 工程表 4 工事の順序 5 埋立て等に関する施工方法、管理方法 6 施工中の排水処理の方法 7 周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
12	土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書（規則様式第4号）を活用。また、事業者の見積もりなど必要経費を証する資料・書類
13	その他、市長が必要と認める図書	

(注) 変更事前協議書には、これらの書類のうち変更に係る図書を添付してください。

(注) 事前協議に使用する様式は事前協議要綱で定めている様式を使用してください。

(2) 土砂埋立て等許可申請提出書類一覧

No.	図書の名称	様式	作成方法
1	土砂埋立て等許可申請書	3号	<p>①土砂埋立て等の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的について埋立て、盛土、一時堆積の別を記載 ・残土処分やストックヤードを目的としている場合は、それも加筆。 ・跡地利用について () で記載。 <p>②埋立て等区域の位置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番全てを記載すること。なお代表地番及び他〇〇筆と記載し、別紙に地番一覧表の添付でも可。 <p>③埋立区域の面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類の「測量図及び求積図」から算定した面積を記載すること。(平方メートル単位) <p>④土砂埋立て等の施工を管理する管理事務所の所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理事務所と連絡の取れる電話番号を記載すること。 ・管理事務所の位置を位置図または周辺見取図に明示すること。 <p>⑤管理責任者の氏名及び職名</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理責任者は、現場を実地に管理できる者とし、法人の場合はその者の法人内での所属及び職氏名等を記載すること。 <p>⑥土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂等の搬入路、管理事務所等の施設を明示する図面(1/1,000以上)を添付すること。 <p>⑦土砂埋立て等に使用される土砂の量(「ほぐした量」を記載すること。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂の搬入予定量を記載すること。(立方メートル単位) ・一時堆積(ストックヤード)である場合にあっては、年間の土砂埋立て等に使用される土砂搬入の予定量及び搬出の予定量。 ・添付図書「土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書」で計算した量を記載すること。 <p>⑧土砂埋立て等の期間(※1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始日については許可申請書提出から許可までの時間を十分見込んでおくこと。許可を受けてから直ちに事業を実施する場合は、開始日を「許可日から」としても可。 <p>⑨最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状(※2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完了時の計画平面図や計画縦横断面図を添付すること。 ・完了時における堆積量を超える場合には最大堆積時の計画平面図

		<p>や計画縦横断面図を添付すること。</p> <p>⑩土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「別紙〇のとおり」とし、規則様式第3号附表1に必要事項を記載して添付すること。 ・搬入経路図を添付すること。 <p>⑪埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、採取位置等を明示した1/1,000以上の図面を添付すること。 <p>⑫土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大阪府土砂埋立て等の規制に関する条例土砂埋立て等の技術基準」に基づく構造安定計算書、計算の根拠となる調査結果、試験結果等説明資料を添付すること。 ・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図及び断面図を添付すること。 <p>⑬周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粉じんの飛散防止、土砂・雨水等流出防止、騒音及び振動防止等の措置を記載すること。 ・これらの措置について明示した1/1,000以上の平面図を添付すること。 <p>⑭次に該当する場合は、規則様式第3号附表2に必要事項を記載し、添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合：その役員（※3）の氏名、住所及び生年月日 ・申請者が未成年者（※4）である場合：その法定代理人の氏名、住所及び生年月日（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、生年月日及び主たる事務所の所在地並びに役員 の氏名、住所及び生年月日） ・申請者に次の（あ）、（い）の代表者に該当する使用人がある場合：その使用人の氏名、住所及び生年月日 <ul style="list-style-type: none"> （あ）本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所） （い）（あ）のほか、継続的に業務を行うことのできる施設を有する場所で、土砂埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの。 <p>※変更申請の場合は、変更をしようとする欄について、変更前及び</p>
--	--	---

			<p><u>変更後を記入してください。</u></p> <p>(※1) 一時堆積である場合にあっては、記載不要</p> <p>(※2) 一時堆積にある場合にあっては、埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状</p> <p>(※3) 業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者として同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。</p> <p>(※4) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者</p>
2	土地の所有者の同意を得たことを証する書面	1号	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域の地番が複数ある場合には、少なくとも地権者名、地番及び面積を記載した一覧表を添付すること。
3	埋立て等区域及びその周辺の状況を示す図面		<ul style="list-style-type: none"> ・埋立て等区域に近接する集落の住居の立地状況等周辺状況が判別できるもの（1/5,000の地形図） ・方位及び縮尺を記載すること。 ・管理事務所を土砂埋立て等区域以外の場所に設置する場合は、その位置を明示すること。
4	住民への周知（説明会）の内容及びその結果を記載した書面	2号	<ul style="list-style-type: none"> ・説明会で配布した説明資料、説明した内容や出席者の要望及び意見、それらへの回答等について具体的に記載した議事録も含む。
5	申請者の住民票の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書 ・3ヶ月以内に発行したもの。
6	申請者の印鑑登録証明書		<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行したもの。
7	申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行したもの。
8	申請者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び印鑑登録証明書並びに役員の住民票の写し ・3ヶ月以内に発行したもの。
9	申請者に使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月以内に発行したもの。
10	申請者が条例第11条第1項第1号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面	参考 様式1 号	
11	埋立て等区域及び土砂埋立て等に供する施設が設置される区域（以下、「施設設置区域」という。）の位置図		<ul style="list-style-type: none"> ・1/25,000～1/10,000程度で、道路等の交通網、河川等の水系、地形及び集落等周辺状況が判別できるもの。 ・方位及び縮尺を記載すること。

12	埋立て等区域及び施設設置区域の現況平面図及び現況断面図		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし形状が確認できるピッチの縦横のものとする。 ・平面図は 1/1,000 以上の地形図を、縦断面図及び横断面図は 1/1,000 以上を標準とする。 ・関係法令の区域線を記載すること。
13	埋立て等区域及び施設設置区域の測量図及び求積図		<ul style="list-style-type: none"> ・面積は小数点以下第 1 位（小数点以下第 2 位を切り捨て）まで表示すること。
14	埋立て等区域及び施設設置区域の計画平面図、計画断面図及び排水計画図		<ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、法定外公共物（里道、水路）等公共用地がある場合は、その境界を平面図に明示すること。 ・方位及び縮尺を記載すること。 ・断面図は、縦断面図及び横断面図とし形状が確認できるピッチの縦横のものとする。 ・平面図は 1/1,000 以上の地形図を、縦断面図及び横断面図は 1/1,000 以上を標準とする。 ・関係法令の区域線を記載すること。
15	埋立て等区域及び施設設置区域の流域図		1/5,000 の地形図を標準とする。
16	埋立て等区域及び施設設置区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・公図の写しは、埋立て等区域及び施設設置区域を明示し、埋立て等区域及び施設設置区域並びに隣接地の地番・地目・地積・所有者等を記入したもの。 ・また、謄写した法務局名、作成年月日、作成者名を記載すること。 ・公図の写しが複数枚に及ぶ場合は、連続図を作成し、作成年月日、作成者名を記載すること。
17	土砂埋立て等に使用される土砂の量の計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・横断面図、縦断面図、土量換算係数を元に作成した、搬入する土砂等の量を積算した計算書。
18	土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画	3号 付表1	<ul style="list-style-type: none"> ・発生元事業者名、発生場所、1日当たり最大の搬入予定量、土砂埋立て等に使用される土砂の量、搬入期間、搬入曜日及び時間、搬入土砂の区分（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令別表第 1 に掲げる区分（「第 1 種」～「第 4 種」）を記載すること。 ・搬入経路図を添付すること。

19	埋立て等区域外への排水の水質検査を行うため施設の位置図及び構造図		<ul style="list-style-type: none"> ・排水の水質検査を行うための施設（排水を採取する施設）の構造、採取位置等を明示し、1/1,000以上の地形図で明らかにすること。 ・1/500程度の平面図及び1/50程度の断面図に排水溝、集水桝等の構造を記載し、排水の測定位置を明らかにすること。
20	埋立て等区域及び施設設置区域の地盤調査結果又は、地盤調査を行う必要がない状態であることを証する書面		
21	安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算内容を記載した書面		<ul style="list-style-type: none"> ・計算の根拠となるボーリングデータ、土質試験結果も添付すること。
22	擁壁の断面図及び背面図並びに擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書		<ul style="list-style-type: none"> ・1/20～1/50程度の断面図及び背面図を作成し、背面図は擁壁の裏側の構造が判別できるものであること。 ・鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合については、当該擁壁の概要・構造計算等を明示した書類を添付すること。
23	排水施設の構造図並びに流量及び断面決定を記載した書面		
24	沈砂池の構造図及び容量を算定した書面		
25	調整池を設置する場合にあっては、調整池の構造図並びに容量及び放流量を算定した書面		
26	土砂埋立て等に係る工事の順序を明らかにした書面		<ul style="list-style-type: none"> ・次の項目についての施工計画書を添付すること。 1. 緊急連絡網 2. 使用機械 3. 工程表 4. 工事の順序 5. 埋立てに関する施工方法、管理方法 6. 施工中の排水処理方法 7. 周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置
27	土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置を明らかにした書面		<ul style="list-style-type: none"> ・1/500程度の平面図等に必要な措置を講じたものを作成すること。 なお、表土の流出の可能性がある場合には高さ1m程度の板柵を設置すること等により防止するものとし、沈砂池（調整池）、堰堤等の位置及び構造を記した図面を添付すること。
28	土砂埋立て等の施工に要する経費に係る資金調達計画書及び工事業者の見積書など必要経費を証する書類	4号	

29	最近一事業年度の法人税及び法人事業税（個人にあっては、前年の所得税及び個人事業税）の滞納がないことを証する書面		<p>【法人】</p> <p>国税：納税証明書</p> <p>市税：市税（全ての税目）に未納がない旨の証明書</p> <p>【個人】</p> <p>国税：納税証明書</p> <p>市税：市税（全ての税目）に未納がない旨の証明書</p>
30	法人にあっては最近一事業年度の確定申告書の写し及び財務諸表、個人にあっては前年度分の確定申告書の写し		・財務諸表：貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
31	資金を自己資金で調達する場合には金融機関の預金若しくは貯金の残高を証する書面又はこれに類する書面、借入金で調達する場合には金融機関の融資を証明する書面		
32	その他、参考となる図書		

（注）許可申請に使用する様式は河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則で定めている様式を使用してください。

【土砂埋立て等の許可を受けた後、許可取得者が行うべきこと】

(1) 土地所有者への通知

- 許可を受けた場合（変更許可、変更届出も含む。）、条例第 8 条の同意をした土地所有者に、遅滞なくその旨を書面で通知する必要があります。通知事項については条例第 13 条に示すとおりです。（※参考様式 2 を使用）

(2) 着手の届出

- 土砂埋立て等の許可を受けて土砂埋立て等に着手（土砂埋立て等に供する施設の設置工事の開始）した場合、着手の日から 10 日以内に、「土砂埋立て等着手届」（様式第 7 号）を提出する必要があります。
- 届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、罰則（30 万円以下の罰金）の対象となります。

(3) 搬入の報告

- 条例の許可を受けて、土砂埋立て等区域に土砂を搬入しようとするときは、埋立て等を行っている者は、当該土砂を搬入する前に①土砂の発生元、②その土砂に汚染の恐れがないことを確認し、市に報告する必要があります。
- そのため、土砂を発生させる方（建設工事の発注者又は受注者）に対して、発生元証明書及び汚染のないことの確認をすることができる書面の提出を求めています。
- これらの確認が出来ない土砂については、受け入れが出来ません。

(4) 土砂管理台帳の作成及び使用された土砂の量の報告

①土砂管理台帳

- 土砂の発生場所ごとに「土砂管理台帳」（様式 10 号その 1）を毎月月末までに作成してください。
- 当該台帳は保存等することが必要です。

②使用された土砂の量の報告

- 「土砂使用料報告書」（様式 11 号）を作成し、下記のとおり提出してください。
 - ・毎年度 4 月～9 月までに使用された土砂の量：当該年度の 10 月末日まで
 - ・毎年度 10 月～3 月末までに使用された土砂の量：翌年度の 4 月末日まで
 - ・埋立て等を完了又は廃止した場合は直前の報告以降に使用された土砂の量を完了届又は廃止届と同時に提出してください。
- 報告書等一式は保存等することが必要です。

(5) 水質検査及びその報告

- 条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、3ヶ月毎に埋立て等区域外への排水の水質検査を実施する必要があります。
- 水質検査には市職員の立会が必要ですので、事前に採取日等を市と調整してください。
- 埋立て等を完了、廃止する場合も水質検査が必要です。
- 水質検査をしなかった場合や、その結果を報告しなかった場合、虚偽の報告をした場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

(6) 標識の掲示等

- 条例の許可を受けて土砂埋立て等を行う場合、当該埋立て等の区域の見やすい場所に標識を掲示するとともに、埋立て等区域の境界標を設置する必要があります。
- 標識の掲示や境界標設置を行わなかった場合、罰則（50万円以下の罰金）や埋立て等の停止命令などの対象となります。

【お問い合わせ先】

河内長野市役所 環境経済部 環境政策課 環境保全係

住所：河内長野市原町一丁目1番1号

TEL:0721-53-1111

FAX:0721-55-1435

Email: kankyuhosen@city.kawachinagano.lg.jp